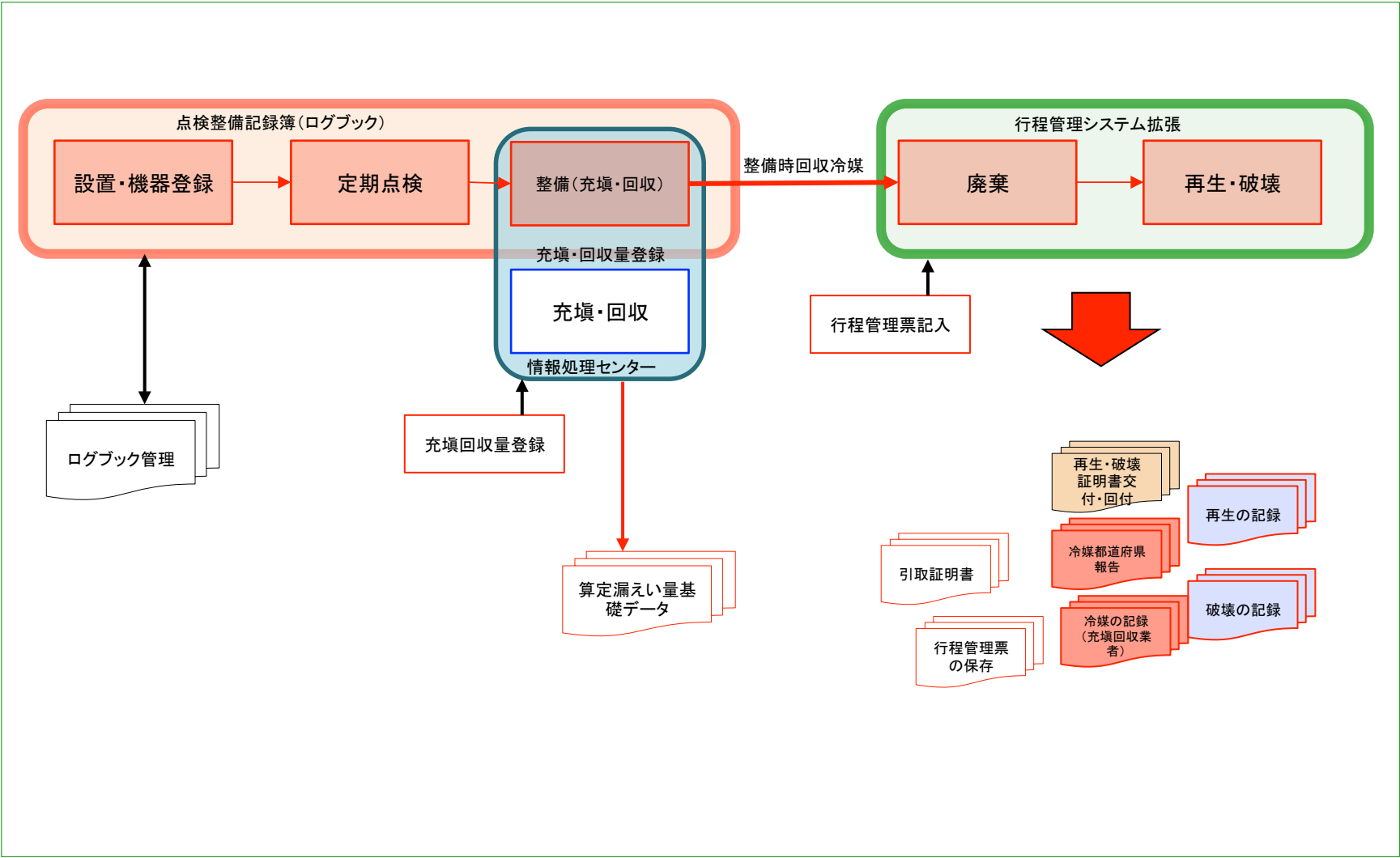


冷媒管理システム概要

冷媒管理システム



冷媒管理システム仕様

1. 業者登録 *

- 1) 事業所登録(管理者、充填回収業者)
- 2) 統括部・本社登録(管理者、充填回収業者)
- 3) 破壊・再生業者登録
- 4) 第49条業者登録

2. 事業所、統括部署、本社データ紐付け機能(管理者、充填回収業者) *

3. 情報処理センター(法定)

- 1) 充填回収業者による、充填量・回収量登録
- 2) ログブック記入による、充填量・回収量登録

4. 算定漏えい量基礎データ出力 * 事業所→支社→本社(3レベルまで紐付け統合)

5. ログブック記入

- 1) ログブック起票
- 2) 点検整備内容記入
- 3) 整備時回収冷媒→行程管理システムF票起票 *
- 4) 簡易点検記録簿追加(4月以降) *

6. 行程管理

- 1) 電子行程管理票起票
- 2) 紙モード電子行程管理票起票
- 3) 充填回収業者都道府県報告PDF出力 *
- 4) 充填回収業者記録 *
- 5) 破壊・再生証明書起票/交付・回付
- 6) 第49条業者起票→破壊・再生証明書起票
- 7) 破壊・再生・法49条業者データ出力 *

* 印は無償



料金

	項目	支払者	内容	ポイント	
				～3/31	4/1～
1	廃棄時／ 行程管理票	廃棄者又は取次者 又は充填回収業者	最初に行程管理票の回収依頼書を 発行する時	0	100＋税
2	廃棄時／ 再生・破壊依頼書	施行規則第49条 第1号の業者	左記の業者が再生・破壊依頼書を発 行する時	0	100＋税
3	廃棄時／ 再生証明書	再生処理業者	再生証明書を交付する時	0	100＋税
4	廃棄時／ 破壊証明書	破壊処理業者	破壊証明書を交付する時	0	100＋税
5	点検時／ 整備記録簿	管理者 又は充填回収業者	点検・整備記録簿作成時に機器管理 番号の自動採番を選択した時	500＋税	500＋税
6	点検時／ 点検・整備記録簿	管理者 又は充填回収業者	点検・整備記録簿作成のための機器 管理番号シールを購入する時	600＋税	600＋税
7	点検時／ 情報処理センター への登録依頼又は 点検・整備記録簿	充填回収業者	機器点検後に充填回収業者が登録 内容を管理者へ承諾依頼する時 (承諾と共に情報処理センターへ 登録される)	0	100＋税
8	点検時／ 整備記録簿	管理者又は充填回 収業者	整備記録簿の更新料(有効期間1年) (有効期間経過後も閲覧や出力は 可、新規入力は更新より1年間有効)	0	100＋税

ポイントと預かり金

1. 基本

利用者は一定金額をJRECO専用口座(利用者が特定ができる口座)に入金、JRECOは利用者が利用した金額を売り上げとする。残高はJRECOの「預かり金」とする。

2. 預け金

ポイント履歴にて、利用内容と利用年月日、残高が表示される。印刷することで、利用者の決算処理に「預け金」として期末処理をすることができる。JRECOは「預け金」の返金に応じる(手数料別途)

3. 課題と解決手段

1) 課題

- ・特定多数者からの少額金額取引
- ・基本料金の廃絶

2) 解決手段

- ・三菱東京UFJ銀行の振込者特定サービスの活用
- ・振込金の「預かり金」扱いとポイント制度

4. 利点

1) 利用者

- ・会社登録時の登録料金(基本料金)の不用化
- ・決算時にて残高の「預け金」として自己資産処理(「預け金」扱い)
- ・利用の明細(ポイント履歴)

2) JRECO

- ・事務手数料の削減による、低価格のサービスの実現

メインメニュー

会社情報を変更する場合は、「会社情報一覧」から「編集」を選択してください
行程管理票を新規で作成する場合は、「行程管理票作成」を選択してください
報告書を提出する場合は、「報告書作成・閲覧」を選択してください

充填回収業者

行程管理票

行程管理票一覧

行程管理票作成

点検・整備記録簿

点検・整備記録簿機器一覧

点検・整備記録簿作成・新規登録

冷媒充填・回収登録申請書

冷媒充填・回収登録申請書一覧

冷媒充填・回収登録申請書作成

会社情報

会社情報確認

ユーザー管理

統括部署支社申請

帳票

報告書作成・閲覧

ログアウト



冷媒漏洩点検・整備記録簿 一年一月一日 ~ 一年一月一日

注意:冷媒の充填・回収作業は、第一種フロン類充填回収業の知見を有する資格者本人によるか、またはその立会いが必要です。
*が付いている項目は必ず入力してください。

機器管理番号

1.第一種特定製品の管理者・施設・製品情報 …管理者がログインすると、1表に管理者登録情報が自動記入されます。また充填回収業者がログインすると、2表に業者登録情報が自動記入されます。

施設所有者*	<input type="radio"/> 新規登録 <input type="radio"/> 履歴から選択 <input type="radio"/> 事業者コードから選択 氏名または名称を入力してください 〒 - 住所検索 住所1 住所2	事業者コード	管理者(本社等)名-住所	〒 - 住所検索 住所1 住所2
施設名称*	系統名	設備製造者*		
施設住所*	〒 - 住所検索 住所1 住所2	設置年月日		
代表電話		使用機器	分類*	
機器管理従事者*	同左電話		用途*	製造番号*
E-mail*	(確認用)	型式	圧縮機の原動機の定格出力 kW	
		使用冷媒*	出荷時初期充填量 kg*	

2.漏洩点検・整備、回収・充填記録 …登録番号、都道府県を入力すると業者登録情報が表示されます。充填冷媒が1表の使用冷媒と相違するとエラーとなります。
一旦回収して作業後にその冷媒を再充填した量は「戻し充填量」に、新たな冷媒を充填した量は「追加充填量」に記入して下さい。
破壊再生冷媒がある場合は行程管理票発行も連携できます。

作業年月日*	点検・整備区分*	充填冷媒*	回収量 kg	戻し充填量 kg	追加充填量 kg*	破壊再生量 kg	点検内容	点検結果
2015 - 2 - 12	設置時追加充填量							
漏洩・故障箇所	漏洩・故障原因	修理内容		直ちに修理困難な場合はその理由		修理予定日		
備考								
作業請負者社名		所在地			作業担当者*		資格者証	
作井回収(株)		〒181-0001 東京都三鷹市井の頭1-1-1						
登録番号	登録都道府県	E-mail	代表電話					
000001	東京都	sakui@jreco.or.jp	0422-33-1111					

実施作業は2表の内容に相違ありません。 作業請負者責任者確認 * : ⇒ 管理者承諾:

3.冷媒の充填、回収状況 …確認画面を表示すると自動計算されます。「初期総充填量」は出荷時初期充填量と設置時追加充填量の合計で、「合計充填量」には含みません。
「合計排出量」は「合計充填量」と「合計回収量」の差です。

充填冷媒	(参考) 温暖化係数	初期総充填量 kg	合計充填量 kg	合計回収量 kg	合計排出量 kg	排出量CO2 トン
---	---	---	---	---	---	---

4.点検・整備、充填・回収履歴 …2表に記入された内容が自動転記されます。但し作業請負者情報は表示されません。充填量は、戻し充填と追加充填の合計量です。冷媒量に関する集計結果は3表に表示されます。

状態	伝票番号	作業年月日	点検・整備区分	回収量 kg	充填量 kg	点検内容	点検結果	漏洩・故障原因	漏洩・故障箇所	修理内容(交換部品)	操作

一覧へ戻る

確認画面へ

ページトップ ▲



冷媒漏洩点検・整備記録簿 2010年10月10日 ~ 2015年2月6日

機器管理番号 8C6H-2LTY-87LS

最終登録: 2015-02-06

1.第一種特定製品の管理者・施設・製品情報

施設所有者	田中管理事務所 〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋	事業者 コード	H385124016	管理者 (本社等) 名・住所	田中管理事務所 〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋			
施設名称	鈴木ビル	系統名	A-1	設備製造者	東京製作所(株)			
施設住所	〒100-0003 千代田区一ツ橋			設置年月日	2010-10-10			
代表電話	03-1111-2222			使用 機器	分類	ビル用パッケージエアコン		
機器管理 従事者	鈴木 太郎	同左電 話	03-2222-3333		用途	空調用	製造番号	T500-1
E-mail	torii_8364@yahoo.co.jp				型式	T500	圧縮機の原動 機の定格出力 kW	7.5
					使用 冷媒	R407C	出荷時初期 充填量 kg	30.00

2.漏洩点検・整備・回収・充填記録

作業年月日	点検・整備区分	充填冷媒	回収量 kg	戻し充填量 kg	追加充填量 kg	破壊再生量 kg	点検内容	点検結果
2015-02-06	設置時追加充填量	R407C			0.00			
漏洩・故障箇所		漏洩・故障原因		修理内容		直ちに修理困難な場合はその理由		修理予定日
備考								
作業請負者社名			所在地			作業担当者		資格者証
鳥井回収(株) 港支店			〒100-0001 東京都千代田区千代田			鳥井 太郎		第1種
登録番号	登録都道府県	E-mail	代表電話					
123456789	東京都	torii@jreco.or.jp	03-5733-5311					

作業請負者責任者確認: 鳥井 太郎 → 管理者承諾: 田中 太郎

3.冷媒の充填、回収状況

…「初期総充填量」は出荷時初期充填量と設置時追加充填量の合計で、「合計充填量」には含みません。

充填冷媒	(参考) 温暖化係数	初期総充填量 kg	合計充填量 kg	合計回収量 kg	合計排出量 kg	排出量CO2トﾝ
R407C	1770	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00

4.点検・整備・充填・回収履歴

…2表に記入された内容が自動転記されます。但し作業請負者情報は表示されません。充填量は、戻し充填と追加充填の合計量です。冷媒量に関する集計結果は3表に表示されま

状態	伝票 番号	作業年月日	点検・整備区分	回収量 kg	充填量 kg	点検内容	点検結果	漏洩・故障原因	漏洩・故障箇所	修理内容 (交換部品)	操作
完了	A001	-	出荷時初期充填量		30.00						閲覧 破棄
		2015-02-06	設置時追加充填量		0.00						

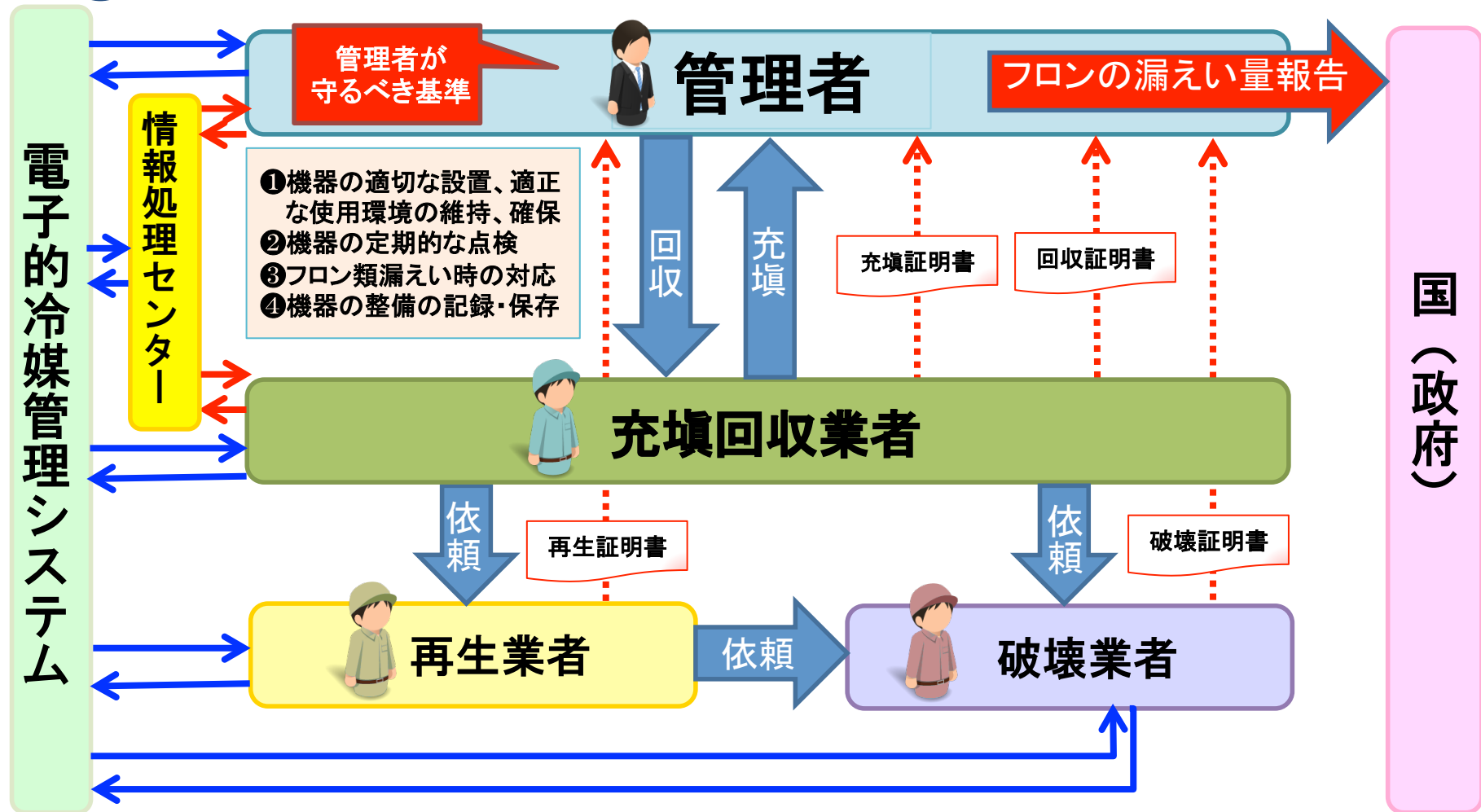
一覧へ戻る



電子的冷媒管理システム

情報処理センターと電子的冷媒管理システム

①



情報処理センター業務外の

電子的冷媒管理システム

- ① 電子的データによる漏えい量算定
- ② 電子的点検・整備記録簿(ログブック)
- ③ 電子的点検・整備記録簿を活用した
帳簿記録事項と報告書の作成
- ④ 行程管理システムとの連携
- ⑤ 破壊・再生・省令7条業者対応

① 電子的データによる漏えい量算定

管理者は、充填回収業者により情報処理センターに登録されたデータを利用し、算定漏えい量報告に必要な情報の集計・抽出が可能となります。

会社名 : 〇〇〇〇													
R番号 R410A (HFC)													
No	作業年月日	第一種特定製品情報			管理者情報		第一種フロン類充填回収業者情報						
		名称	都道府県	住所	氏名	名称	住所	氏名	名称	住所	充填量 (kg)	回収量 (kg)	漏えい量 (kg)
1	2014/4/2	〇〇ビル	東京都	港区 ……	〇〇〇〇	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	10	0	10
2	2014/4/3	〇〇ビル	東京都	港区 ……	〇〇〇〇	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	50	0	50
3	2014/8/7	〇〇ビル	東京都	港区 ……	〇〇〇〇	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	0	0	0
4	2014/9/9	〇〇ビル	東京都	港区 ……	〇〇〇〇	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	12	0	12
5	2014/9/10	〇〇ビル	東京都	港区 ……	〇〇〇〇	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	10	0	10
6	2014/9/10	〇〇ビル	東京都	港区 ……	〇〇〇〇	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	12	0	12
7	2014/10/3	〇〇ビル	東京都	港区 ……	〇〇〇〇	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	0	0	0
8	2014/10/23	〇〇ビル	東京都	港区 ……	〇〇〇〇	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	□□□□	東京都 ……	10	0	10
合計											104	0	104

法人としての集計
都道府県ごとの集計
事業所ごとの集計

冷媒種ごと集計
R番号ごと集計
GWP値も表示

② 電子的点検・整備記録簿(ログブック)

- ◆機器管理番号を採番した機器の、設置から廃棄するまでの履歴を記載する点検・整備記録簿を電子的に作成することができます。
- ◆情報処理センターへの充填、回収の登録が併せて同時に可能です。

●点検・整備記録簿作成・登録までの流れ



電子的点検・整備記録簿により情報登録することで、充填・回収量の登録、点検・整備記録簿の作成に一括して対応できます。



算定漏えい量報告に必要な情報と点検・整備記録簿の作成が一括して可能に

② 電子的点検・整備記録簿(ログブック)

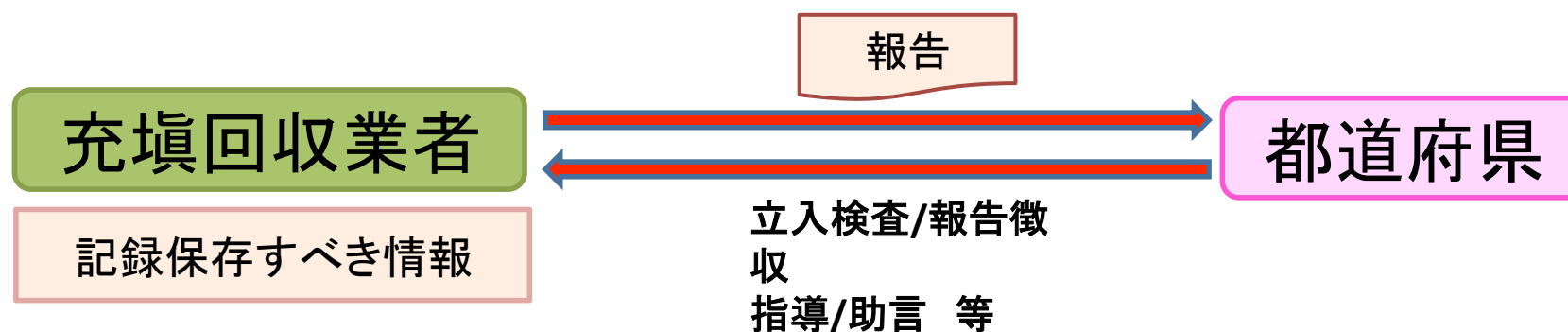
◆紙ベースの点検・整備記録簿と電子的点検・整備記録簿の比較表

	点検・整備記録簿 (紙)	電子的点検・整備記録簿 (情報処理センターへの登録を含む)
情報処理センターへの登録	X	○
判読性	△(手書きのため)	○
保存性	△(管理煩雑)	○
検索	X	○
行程管理システムとの連携	X	○
電子情報の出力	X	○

充填回収業者の記録と報告②

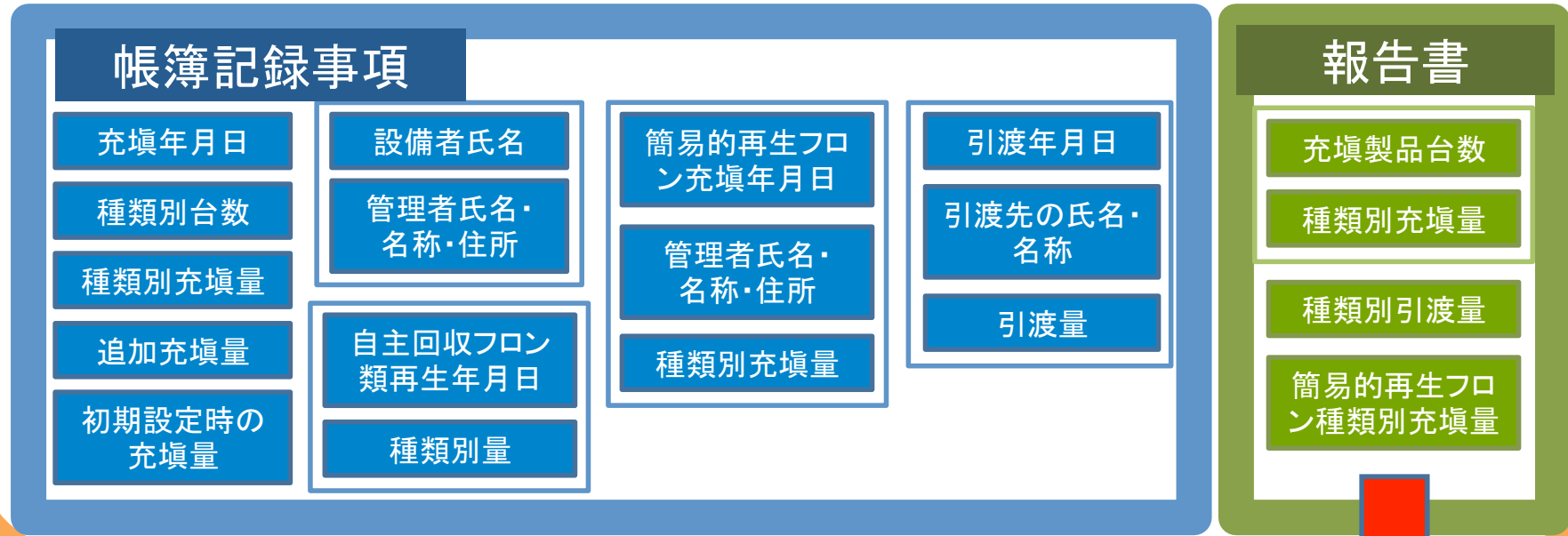
現行の回収報告で求めている事項に加え、**充填量、再生業者への引渡等**の事項について記録保存することが求められることになりました。

これらの**追加事項**についても、**年度ごとに都道府県知事に報告**が必要です。



③ 電子的点検・整備記録簿を活用した 帳簿記録事項と報告書の作成

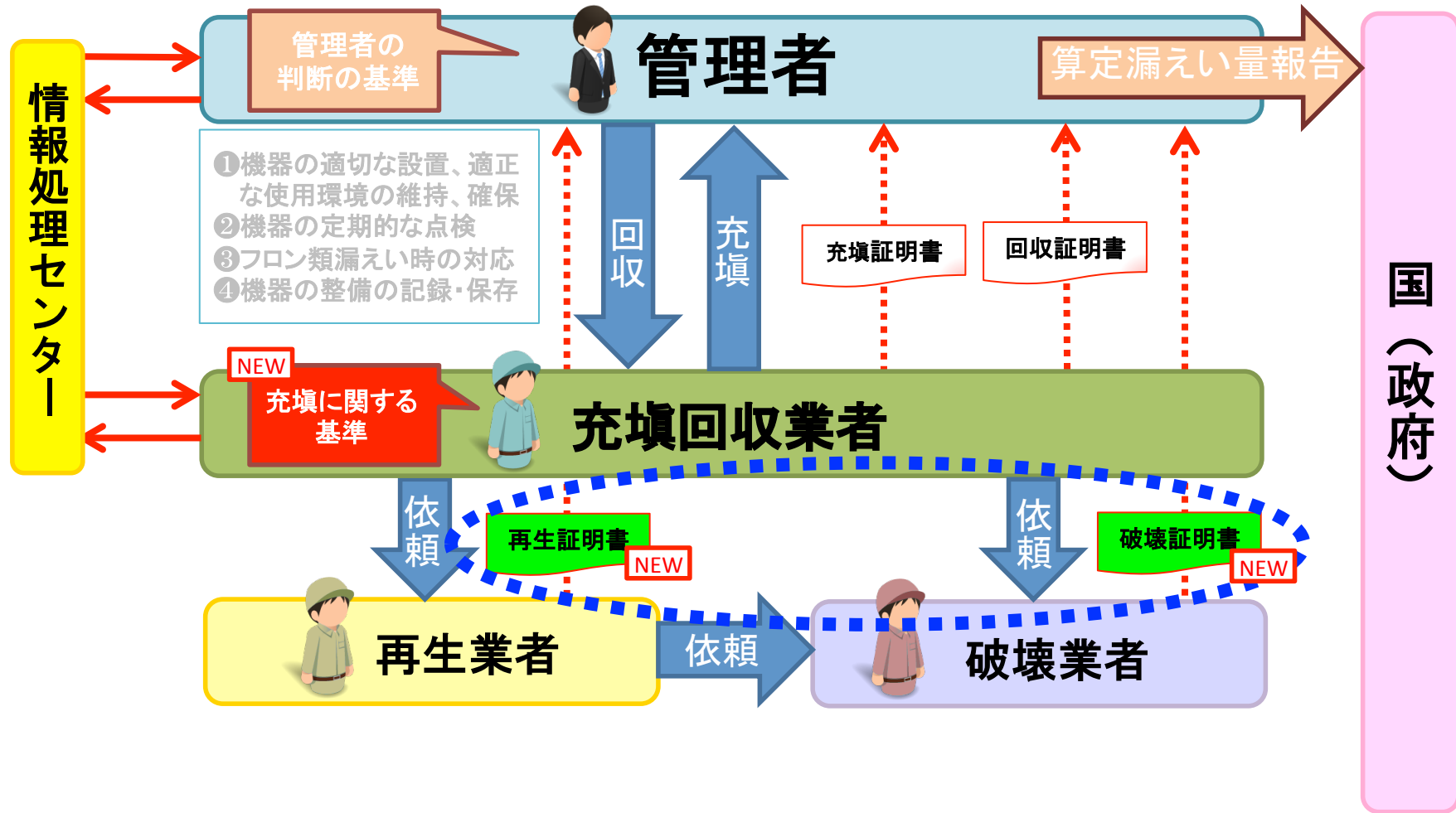
充填回収業者 ※現在の記録・報告事項に追加されたものの一部になります。



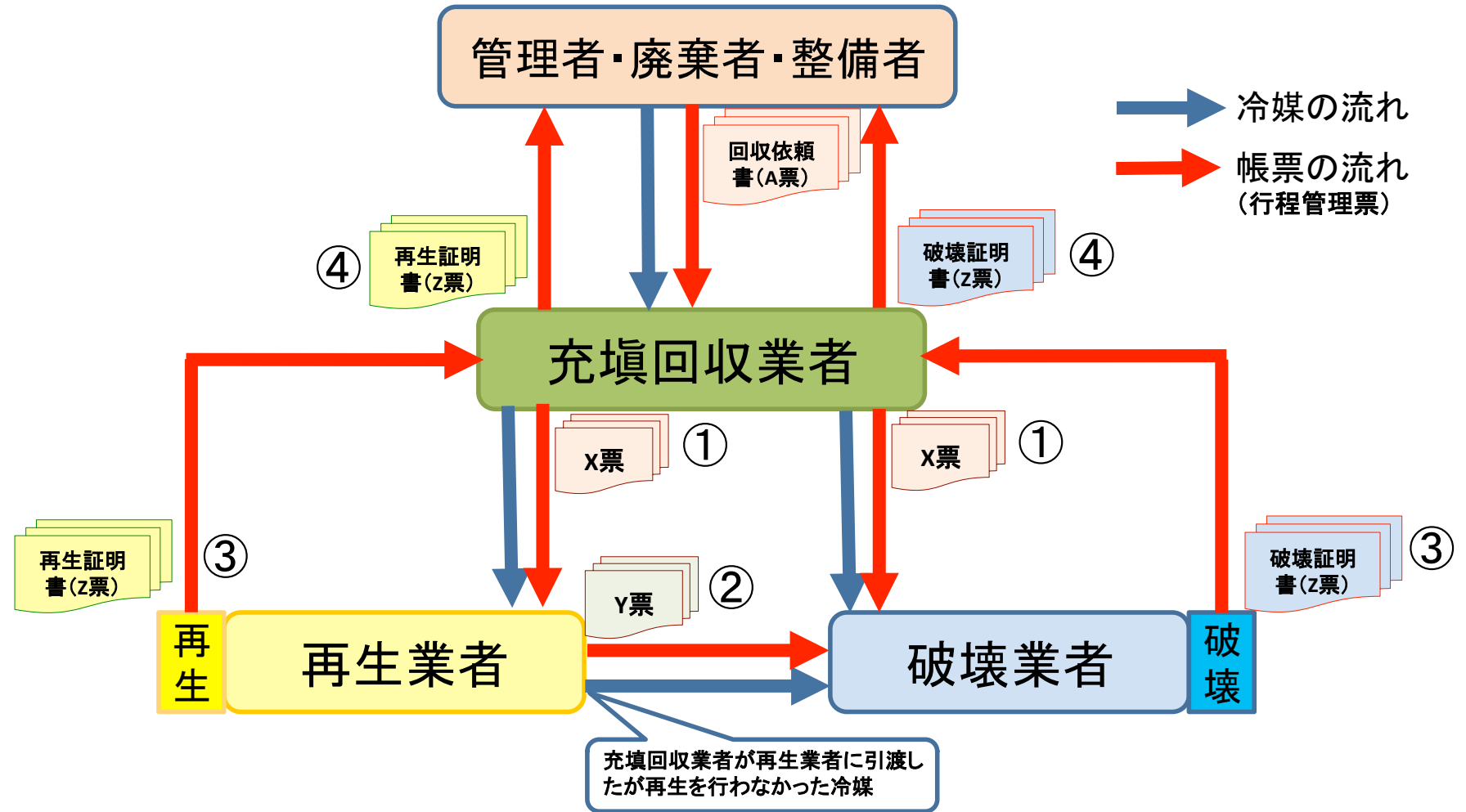
! 充填回収業者は、充填・回収した情報を電子的点検・整備記録簿(ログブック)を利用して登録することで、帳簿記録、都道府県への報告書を作成することが可能になりました。

**各都道府県への
提出様式として出力**

回収したフロン類と再生・破壊証明書



再生証明書・破壊証明書の流れ



■点検・整備記録簿の作成と情報処理センターへの登録

